

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 平成31年第1回定例会提出予定議案の説明

(12) 議案第64号 川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を
改正する条例について

資料1 議案第64号 川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を
改正する条例について

資料2 新旧対照表

資料3 パブリックコメントの実施結果

平成31年2月6日

健康福祉局

議案第 6 4 号 川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

1 災害援護資金の概要

- (1) 趣 旨 「災害弔慰金の支給等に関する法律」等に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、生活再建に必要な資金を貸付けるもの
- (2) 対 象 者 都道府県内で災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた世帯の世帯主
- (3) 貸付限度額 負傷、被害の程度により、350 万円（下記表 1）
- (4) 貸付条件 所得制限あり（下記表 2）
- (5) 償還期間 10 年（据置期間 3 年（特別の場合 5 年）を含む）
- (6) 貸付原資負担 国 2 / 3、都道府県・指定都市 1 / 3

2 改正内容

- (1) 保 証 人 必須 → 不要
- (2) 利 率 年 3 % → 無利子
- (3) 償 還 方 法 年賦又は半年賦 → 年賦、半年賦に加え、月賦を追加する

表 1 貸付限度額について

世帯主の 1 か月以上の負傷	150 万円	250 万円	270 万円 (350)	350 万円
家財の 1 / 3 以上の損害	150 万円			
住居の半壊	170 万円 (250)			
住居の全壊	250 万円 (350)			
住居の全体が焼失若しくは流失	350 万円			

(注) 被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合は () 内の額

表 2 所得制限について

世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
1 人	2 2 0 万円
2 人	4 3 0 万円
3 人	6 2 0 万円
4 人	7 3 0 万円
5 人以上	1 人増すごとに 7 3 0 万円に 3 0 万円を加えた額

ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1, 2 7 0 万円とする。

川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">○川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例 昭和49年10月8日条例第70号</p> <p>(利率)</p> <p>第14条 災害援護資金は、<u>無利子</u>とする。</p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 償還方法は、年賦、<u>半年賦又は月賦</u>による<u>均等償還</u>とする。ただし、繰り上げて償還することができる。</p> <p>2 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から<u>第10条</u>までに規定するところによる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 改正後の条例第14条及び第15条（月賦による償還に係る部分を除く。）の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。</p>	<p style="text-align: center;">○川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例 昭和49年10月8日条例第70号</p> <p>(利率)</p> <p>第14条 災害援護資金は、<u>据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き、年3パーセント</u>とする。</p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 償還方法は、年賦<u>又は半年賦</u>による<u>元利均等償還</u>とする。ただし、繰り上げて償還することができる。</p> <p>2 償還免除、<u>保証人</u>、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から<u>第12条</u>までに規定するところによる。</p>

川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正に 関するパブリックコメント手続きの実施結果について

1 概要

川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）に基づき、災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉の向上に資することを目的とする条例です。

今般、近年の社会情勢を踏まえ、平成 31 年 4 月の法の改正により、当該条例の基準となる令が改正となるため、災害援護資金の貸付けに係る運用を改善し、被災者支援の充実を図る観点から、当該条例の一部改正を行うものです。

このことについて、市民その他関係者の皆様からの御意見を募集しました。

2 意見募集の概要

題 名	川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
意見の募集期間	平成 30 年 12 月 18 日（火）～平成 31 年 1 月 16 日（水）
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
意見の周知方法	川崎市公式ウェブサイト、各区役所（市政資料コーナー）、情報プラザ（第 3 庁舎 2 階）、各支所・出張所、市民館・図書館、健康福祉局地域包括ケア推進室

3 結果の概要

御意見はありませんでした。

4 連絡先

川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室

電話：044-200-2628